I 行政法学編

01)	行政法とは/学ぶ意味とは────────────────────────────────────	003
I	行政法とは	
Π	行政法を学ぶ意味	
Ш	行政法を学ぶためのヒント	
02)	行政法になれる/読みこなす————← ▶ ガイダンス2	012
I	法令とは	
Π	法律の構造を読み解く	
03)	公務員────────────────────────────────────	020
I	公務員の種類	

Π	公務員の義務	024
Ш	公務員の身分保障 身分保障とは/分限処分と懲戒処分/人事委員会など/給 与	- <i>-027</i>
04)	国や自治体の組織————————————————————————————————————	031
I	行政組織の特徴······ 行政組織の法定化/行政庁とは/行政の統一性とピラミッド構造	031
П	国の組織	034
Ш	自治体の組織	039
05)	行政立法 ▶ 行政行為論 1	041
I	行政立法とは 立法は国会だけがするのではない!?/内容による行政立法の分類	041
П	法規命令と委任規定	044
06)	行政行為の特徴と効力 ▶ 行政行為論2	048
I	行政行為の特徴····· 達人が教える「行政行為の要素」/「もっともっと亭」営業停止処分 事件で考える	048
П	行政行為の種類 「法律的、準法律的」の2つの区分/命令的行為(許可)/形成的行 為(特許・認可)/法律上の用語とのズレ/行政行為の種類を知るこ との意味	051
Ш	行政行為の効力	054

07)	行政裁量・非権力的な活動————— ▶ 行政行為論3	—-05 <u>9</u>
I	行政裁量 「中ジョッキ1杯と日本酒1合」で失いかけたもの/行政裁量の必要	-059
П	性/裁量の潜む場所/「裁量権の逸脱」や「裁量権の濫用」 行政の非権力的な活動	-063
08)	行政調査・義務履行の手段───── ▶ 行政行為論 4	067
Ι	行政調査 探偵稼業にも法規制/立入検査の意味/犯罪捜査と行政調査の違い/ 犯則調査/任意調査	067
Π	行政上の義務履行のための手段····· 義務を履行させることの重要性/罰則(行政罰)/強制執行/即時強 制/行政上の義務と民事手続による執行	-071
09	地方分権改革と自治体	070
I	変りつつある自治体	-076
П	地方分権改革の必要性 国は自治体より偉いの?/機関委任事務という「魔物」	
Ш	分権改革のはじまり	078
10	自治基本条例と住民参加 ▶ 自治体論2	084
I	自治基本条例とはへんてこな条例!?/なぜ自治基本条例なのか	-084
Π	自治基本条例の特徴	086

11)	住民自治を支えるしくみ 1 (二元代表制・直接請求権)——091 ▶ 自治体論 3
I	普通地方公共団体と特別地方公共団体
П	二元代表制094
Ш	直接民主主義
(12)	住民自治を支えるしくみ2 (住民投票・パブリックコメント 手続・審議会委員への公募) ▶ 自治体論4
I	直接請求以外の住民自治を支えるしくみ
П	住民投票
	市長,原発の判断に迷う/立ちはだかる議会の壁と越えるくふう/住 民投票条例の弱点
Ш	パブリックコメント手続
	行政十統法との関係/住氏参加のソールとしてのバブリックコメント 手続
IV	審議会への参加等
	公募委員として参加する/審議会の公開
V	都市内分権
(13)	自治体議会
·	▶ 自治体論 5
I	自治体議会をめぐる状況
П	議会の組織
П	本会議と委員会/会 期 議会への住民参加·······109
ш	請願・陳情/公聴会や参考人/議会の公開
IV	これからの議会改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	議会の役割/北海道栗山町の挑戦/議会基本条例の普及とコピペ問題

Ⅱ 行政救済法編

14)	行政救済法の全体像────────────────────────────────────
I	行政救済法の正体
П	行政救済法のもうひとつの目的
Ш	行政救済法どうしの関係
15)	行政不服審査法の全部改正のポイント────────────────────────────────────
I	満を持しての改正······ <i>127</i>
П	全部改正の方向性
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	審査請求の一元化
IV	審理員と行政不服審査会
V	再調査の請求と再審査請求
VI	その他の「うまさアップ」のためのくふう
16)	不服申立ての対象・結果 132 ▶ 行政不服審査法2
I	不服申立ての対象
Π	不服申立ての結果

(17)	不服申立ての手続
	▶ 行政不服審査法3
I	審査請求の審理のための手続
П	補正・教示
Ш	事情裁決146
18)	行政事件訴訟概論 ────────────────────────────────────
I	行政事件を担当する裁判所の話
П	行政事件訴訟法の必要性
Ш	現在の行政事件訴訟法の特徴
IV	行政事件訴訟の4類型
	抗告訴訟/当事者訴訟/民衆訴訟/機関訴訟/「主観訴訟」か「客観 訴訟」かという視点
19	どんなときに取消訴訟を起こすことができるのか① (処分性) ▶ 行政事件訴訟法2
I	取消訴訟とは
П	処分性とは
Ш	処分性をめぐる判例を読む
20	どんなときに取消訴訟を起こすことができるのか② (原告適格・訴えの利益) ▶ 行政事件訴訟法3
I	訴訟要件という名の障害 訴訟要件という名の障害/原告適格の意味
П	「法律上の利益を有する者」の解釈164 法律上保護された利益説/法律上保護に値する利益説
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	訴えの利益
IV	その他の訴訟要件168

目

21)	取消訴訟以外の抗告訴訟────────────────────────────────────
I	無効等確認訴訟
П	不作為の違法確認訴訟
Ш	義務付け訴訟
IV	ン ましため 差止訴訟
V	抗告訴訟のメニューのまとめ
22	2004年 (平成16) 年改正の意味 ──
I	40年ぶりの改正
Ι	救済範囲の拡大
Ш	利用しやすいしくみの整備
IV	仮の救済制度の整備
23)	国家賠償法の意義・1条 (「人=公務員」による損害の救済) ▶ 国家賠償法1
Ι	国家賠償法の意義・・・・・・
Π	国家賠償と損失補償・・・・・
Ш	国家賠償法のしくみ

IV	1 条 どんなときに国家賠償法1条が適用されるのか/なぜ国と公共団体が 責任を負うのか/「公権力の行使に当たる公務員」の意味/「職務を 行うについて、故意又は過失によつて違法に」の意味	188
24)	国家賠償法 2 条(「物=公の営造物」による損害の救済)- ▶ 国家賠償法 2	—194
Ι	2条の意義 現在の憲法の下での2条の意義/どんなときに国家賠償法2条が適用されるのか	194
П	条文の解釈を考える 「公の営造物」の意味/「設置又は管理の瑕疵」の意味	196
Ш	「通常有すべき安全性を欠いていること」の判断	197
IV	機能的瑕疵	-200
V	求 償	-201
VI	国家賠償の請求相手	202
(25)	処分に関する手続	204
2 5	▶ 行政手続法 1	
25) I	▶ 行政手続法 1行政手続法の意義手続の重要性/行政手続法の制定目的/選ばれた 4 つの行為/処分等の求め	204
(25) I П	▶ 行政手続法 1行政手続法の意義手続の重要性/行政手続法の制定目的/選ばれた 4 つの行為/処分等	204
-	 ▶ 行政手続法 1 行政手続法の意義 手続の重要性/行政手続法の制定目的/選ばれた 4 つの行為/処分等の求め 処分に関する手続 2 つの処分/不利益処分の手続/申請に対する処分/処分の際の手続 	·-204 ·208
-	 ▶ 行政手続法 1 行政手続法の意義 手続の重要性/行政手続法の制定目的/選ばれた 4 つの行為/処分等の求め 処分に関する手続 2つの処分/不利益処分の手続/申請に対する処分/処分の際の手続/脱「茶番劇」を目指して 行政指導に関する手続・意見公募手続 	204
I (26)	 ▶ 行政手続法の意義 手続の重要性/行政手続法の制定目的/選ばれた4つの行為/処分等の求め 処分に関する手続 2つの処分/不利益処分の手続/申請に対する処分/処分の際の手続/脱「茶番劇」を目指して 行政指導に関する手続・意見公募手続(パブリックコメント手続など) 予 行政手続法2 行政指導に関する手続 	204 208 214

目

次

IV	自治体との関係221
27)	情報公開とそれを支えるしくみ────────────────────────────────────
I	行政機関情報公開法
П	公文書管理法
参考	学文献
判例	索引
事項	[索引